

コンピュータ間接続にかかわる規定

改定日：2024年2月13日

改定前	改定後（改定箇所…太字）
第2条（通信回線仕様） 2. 通信回線は、「ISDN回線（64KBPS・9600BPS）、公衆通信回線」及び「Connecure回線」、「インターネット等のオープンネットワーク」を使用することとする。	第2条（通信回線仕様） 2. 通信回線は、「 VALUX回線 」又は「 Connecure回線 」、「 LG-WAN回線 」を使用することとする。